

法第 3 1 条（浄化槽）

家庭用トイレ排水循環システム

家庭用トイレ排水循環システムは、法第 3 1 条第 2 項に規定する「公共下水道以外に放流」するものではないため、原則として令第 3 2 条の規定の適用外である。ただし、設置にあたっては事前に所轄環境部局と協議することが望ましい。